

ご提案にあたっての留意点

ご提案にあたっては、以下の事項につきご了承頂いたものとみなしますので、ご提案者の責任のもと、必ずご確認ください。

- (1) 個人からのご提案は受け付けません。
- (2) ご提案者（提案に関係する者を含む）及びご提案内容が、次に該当する場合はご提案を受け付け、又は実現に向けた調整を行うことはできません。
 - ア 法令や公序良俗に反する場合
 - イ 横浜市の施策や規程等に反する、矛盾する又は抵触する場合
 - ウ 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
 - エ 公共性・公平性に問題がある等、その他、横浜市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合

- (3) ご提案にあたっては、下記誓約事項をご確認ください。

<誓約事項>

- ア 横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。
- イ 横浜市税の滞納はありません。横浜市がご提案者の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の法人名等を公表する可能性があることに同意します。
- ウ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者でないこと、また法令に違反していなくても、社会問題を起こしている事業者でないことを誓約します。
- エ 誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。

- (4) ご提案内容や調整の結果により 前記 (1) や (2) の事実が判明した場合、また (3) 誓約事項に反した場合、その他の諸事情によりご提案者との対話・調整を行わないことがあります。
- (5) ご提案に関する庁内の関係者との調整には時間がかかることもあります。
- (6) ご提案内容や対話・調整の結果によっては、実現ができないことがあります。
- (7) ご提案は、ご提案者から本市への契約の申し込みとして扱うものではなく、対話の開始がご提案についての契約の合意となるものでなく、本市がご提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- (8) ご提案の成立・不成立にかかわらず、横浜市はご提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費等一切の費用、生じた損害等）の補償や賠償をいたしません。
- (9) 対話の結果又は法令及び本市の契約上のルール等により、あらためてご提案に関して公募等の手続きが必要になる場合がありますが、その際に、本市がご提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくこともあります。

ただし、ご提案者独自の権利やノウハウ等、公表によりご提案者に不都合が生じる情報について、ご提案者から利用を希望しない旨を共創推進課に明示されたものにつきましては、その利用につき協議・配慮をさせていただきますので、公募等の際には、事前に別途協議をさせていただきます。

- (10) ご提案後の対話及び案件実現後の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。なお、ご提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、本市に故意または重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。
- (11) ご提案は、横浜市のホームページ（共創推進室ページ）又は庁内イントラネットに、以下のア、イについて公表をする場合があります。
 - ア ご提案時：提案タイトルの公表
 - イ 提案の実現後：ご提案者、具体的内容等
- (12) ご提案実現後は、本市の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがあります。
- (13) ご提案（内容及び企画書等の資料等）は実現に向けた調整を行うに当たって、必要な範囲で、本市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがあります。
- (14) 職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき情報公開の対象となっていることから、公開の求めがあった場合、提案者独自の権利やノウハウ等の公表により提案者の正当な利益を害する恐れがある情報以外は、公開の対象となる場合があります。